

令和2年4月15日

ご利用者及びご家族様

株式会社ウィザスイーライフ
代表取締役 玉置哲久

新型コロナウイルス対応に関する対応につきまして

4月7日に政府より緊急事態宣言が発令され、対象府県として、東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡が指定されました。その後、この宣言を踏まえて各都道府県において知事の権限により、緊急事態措置が出されることとなります。

大阪府知事の会見において、緊急事態措置の概要が説明され、社会福祉施設等においては、「適切な感染防止対策の協力要請」となっており、また堺市介護事業者課及び南河内広域事務室高齢介護課担当者にも電話にて確認を継続的に実施しております。

4月14日からの休業要請につきましても、社会福祉施設におきましては、休業要請の対象外となっていることを踏まえ、現時点におきましては、営業を継続させていただきます。今後も以下の通り、より一層の感染拡大防止策に努めて参りますので、何卒よろしくお願い致します。

<感染拡大防止対策の継続実施>

- ①サービス利用前におけるご利用者（従業員）の「検温」実施。（発熱・咳などがあった場合については利用を控えて頂く。）
- ②サービス提供時は必ずマスクを着用し、利用者とは密接することなく、適度な距離を置く。
- ③職員は手洗い、うがい、手指消毒を入念に行う。（送迎からの戻り時、外出からの戻り時においても同様に手洗い、うがい、手指消毒を実施）
- ④施設内は適度な間隔において換気を実施する。（窓、入り口の開放）
- ⑤施設内運動器具のアルコール消毒（利用前後）
- ⑥送迎車両内での会話にも留意する。（マスク着用、窓を開けて換気）
- ⑦ご利用者・従業員の感染が確認された場合は、しかるべき機関への報告を実施し、自治体と相談の上、一定期間の施設閉鎖を実施します。

ご利用者様におかれましては、体調面等ご心配かと思えます。イーライフ施設利用継続の場合は感染対策を講じて参りますが、感染の可能性もごございますので、再度ご家族の方、ケアマネージャーとの利用継続の確認をして頂き、ご利用判断をお願い申し上げます。